

令和3年度使用

# 教科用図書採択について

中学校用教科用図書採択参考資料

令和2年6月

山梨県教育委員会

## □ 令和2年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」並びに「同法施行規則」の示すことに基づくほか、次により行う。

- ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、県教育委員会の指導、助言又は援助の下、十分な調査研究をした上で採択を行う。
- ・採択地区の市町村教育委員会（市町村の組合を含む。以下同じ）は、採択地区協議会を設け、教科に関する専門的な観点から調査研究を実施し、採択を行う。
- ・採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行う。

### 1 中学校用教科用図書の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、生徒に生きる力を育むことを目指し、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できる内容や形式になっているか。

#### (1) 内容

- ①内容が学習指導要領に照らして適切なものであること。
  - ・知識及び技能を確実に習得できるよう適切な内容が取り上げられていること。
  - ・知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成することができるよう適切な内容が取り上げられていること。
  - ・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう適切な配慮がなされていること。
- ②内容が生徒の実態や地域の実情に応じ得るよう適切な配慮がなされていること。
  - ・心身の発達段階に適応しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮がなされていること。
  - ・発展的な学習内容についての扱いが適切であること。
  - ・生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③内容の構成・配列が適切であること。
  - ・系統的、発展的に構成されており、その組織及び相互の関連は適切であること。
  - ・自主的な学習が進められるよう適切な配慮がなされていること。

#### (2) 形式

- ①表記や表現が適切であること。
  - ・表現が生徒にとって分かりやすいこと。
  - ・文字、用語、記号、計量単位等の表記が適切であること。
  - ・挿絵、写真、図表、地図、統計資料等が信頼性のある適切なものであること。
- ②学習に必要な資料への配慮が適切になされていること。
  - ・資料が学習内容の理解や問題の解決に役立ち、学習意欲を喚起するように工夫され、活用されやすいものであること。

## 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、生きる力を育むことができる内容や形式になっているか。

### (1) 内容

- ①内容が目標を達成させるために適切なものであること。
  - ・知識及び技能を習得させるために適切な配慮がなされていること。
  - ・主体的に学習に取り組む態度を養うために適切な配慮がなされていること。
  - ・基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
  - ・伝統や文化、環境についての学習が進められるよう配慮されていること。
- ②内容が児童生徒の実態や地域の実情に応じ得るよう適切な配慮がなされていること。
  - ・それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
  - ・児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③内容の組織・配列・分量が適切であること。
  - ・意欲的な学習が展開できるよう配慮されていること。

### (2) 形式

- ①表記や表現が適切であること。
  - ・表現が児童生徒にとって分かりやすいこと。
  - ・図形、挿絵、写真等が児童生徒にとって適切なものであること。
  - ・活字等の大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- ②装丁が適切であること。
  - ・本の大きさ、紙質等が工夫されていること。
  - ・製本、装丁が丈夫であること。

## □ 市町村教育委員会が協議して採択する方法について

### (1) 中学校用教科用図書を採択する場合

#### ①採択地区協議会

採択地区に2以上の市町村教育委員会が存する場合、地区内の市町村は、教科用図書の採択を行うため採択地区協議会を設置し、共同して調査研究を行う。

#### ②採択地区協議会の構成

ア 採択地区協議会の委員は、地区内の市町村教育委員会の教育長及び市町村教育委員会の連合体の代表をもって構成する。また、採択により広い視野からの意見を反映させるため、地域の実情に応じて、保護者代表等を加えるよう努めること。

イ 採択地区協議会に会長及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

#### ③採択地区協議会の所掌

地区内の市町村立の中学校において使用する教科用図書について協議して種目ごとに一種類の教科用図書を決定する。

#### ④教科用図書の調査研究

採択地区協議会には、教科用図書の選定に必要な専門的事項について調査研究等を行うための組織を置く。

#### ⑤学校の意見

採択地区協議会は、各学校において展示会の開催中に行われた教科用図書の研究に基づく希望意見等を参考にすることができる。

#### ⑥教科用図書の選定の方法

採択地区協議会において、最終的に、種目ごとに一種類の教科用図書を選定するための具体的な手続きをあらかじめ定めておくこと。

#### ⑦市町村教育委員会が単独で採択する場合

採択地区協議会に準じた組織を置いて適切に採択を行うこと。

### (2) 特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握する中で、適切な教科用図書を採択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ採択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが望ましい。

## □ 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について

採択の協議が整わない場合は、県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定すること。

## □ 採択の公正確保について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「同法施行に伴う事務処理に関する通知」に基づいて、県教育委員会は教科用図書採択に関する公正確保についての指導を行うこと。また、市町村教育委員会等各採択権者はそれを受け、教科用図書採択の公正確保に努めること。

### (1) 指導の方法及び内容について

#### ① 文書等による指導

「教科書採択における公正確保の徹底等について」等の文書指導を行い、県教育委員会及び市町村教育委員会を通して、各学校における公正確保についての趣旨徹底を図るようすること。

#### ② 説明会等による指導

教科用図書採択に関する説明会等を通して、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようすること。

#### ③ 訪問、面接等による指導

指導主事による学校訪問等の折、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようすること。

### (2) 情報公開について

採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公開を行うこと。